

建築基準法関係手数料 令和 5 年 4 月 1 日から

	床面積の合計 (新築、改築、増築にかかる面積)	確認申請手数料 (法第 6 条第 1 項)	完了検査申請手数料 (法第 7 条第 1 項)
特例ありの 場合(法第 6 条の 4 第 1 項)	30 m ² 以下のもの	6,000 円	13,000 円
	30 m ² を超え、100 m ² 以下のもの	11,000 円	15,000 円
	100 m ² を超え、200 m ² 以下のもの	16,000 円	20,000 円
	200 m ² を超え、500 m ² 以下のもの	27,000 円	26,000 円
	500 m ² を超えるもの	42,000 円	44,000 円
特例なしの 場合(法第 7 条の 5)	30 m ² 以下のもの	10,000 円	14,000 円
	30 m ² を超え、100 m ² 以下のもの	16,000 円	18,000 円
	100 m ² を超え、200 m ² 以下のもの	27,000 円	22,000 円
	200 m ² を超え、500 m ² 以下のもの	50,000 円	32,000 円
	500 m ² を超えるもの	67,000 円	54,000 円
		確認申請手数料	完了検査申請手数料
工作物(法第 88 条)		12,000 円	14,000 円
工作物の計画変更(法第 88 条)		7,000 円	---
接道規制特例認定 (法第 43 条第 2 項第 1 号)			28,000 円
		1 か月以内のもの	1 か月を超えるもの
仮設建築物許可申請(法第 85 条第 6 項)		60,000 円	120,000 円
一団地の総合的設計制度の認定申請 (法第 86 条第 1 項)		建築物の数が 1 又は 2 の場合 79,000 円	建築物の数が 3 以上の場合 79,000 円に、2 を超える建築物の数に 28,000 円を乗じて得た額を加えた額

連担建築物設計制度の認定申請 (法第 86 条第 2 項)	建築物(既存を除く)の数が 1 の場合 79,000 円	建築物(既存を除く)の数が2以上の場 合 79,000 円に、1を超える建築物(既存を 除く)の数に 28,000 円を乗じて得た額 を加えた額
認定区域内への増築等(建て替え含む)によ る変更認定申請(法第 86 条の 2 第 1 項)	新築または増築等に係る建築 物の数が 1 の場合 79,000 円	新築又は増築等に係る建築物の数が 2 以上の場合 79,000 円に、1を超える新築又は増築 等に係る建築物の数に 28,000 円を乗 じて得た額を加えた額
一団地認定等の取消し申請 (法第 86 条の 5 第 1 項)	6,400 円に、現に存する建築物の数に 12,000 円を乗じて得た額を 加えた額	
全体計画認定申請(法第 86 条の 8 第 1 項、 法第 87 条の 2 第 1 項、法第 86 条の 8 第 3 項、法第 87 条の 2 第 2 項)	28,000 円	
	1 か月以内のもの	1 か月を超えるもの
用途変更建築物使用許可申請(法第 87 条の 3 第 6 項)	60,000 円	120,000 円

※諏訪市で審査を行うものは法第 6 条第 1 項第 4 号の建築物に限ります。

※諏訪市による審査の場合は窓口にて専用納付書を発行します。納付書を受け取った後、会計窓口にて手数料を納付してください。県本庁・諏訪建設事務所の審査の場合は、長野県収入証紙を添付していただくこととなります。この場合の手数料については、所管行政庁である県にご確認ください。

※計画変更・移転等にかかる確認申請手数料及び移転等にかかる完了検査申請手数料は当該面積に2分の1をか
けた面積により算出します。